

建設工事等請負業者の選定に関する運用基準について (お知らせ)

令和5年8月

長門市企画総務部監理管財課

市が発注する建設工事等に関し、入札における業者選定の客観性・公平性を確保するとともに、入札手続きの透明性を図るため、指名業者の選定に関する運用基準を公表します。

1 不誠実な行為の有無

・次の事項に該当しないこと。

- (1) 工事請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状態が継続していることから、請負業者として不相当であると認められる場合
 - ① 工事請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合
 - ② 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、下請人届等により請負業者の下請関係が不適切であることが明確である場合
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負業者として不相当であると認められる場合
- (3) 発注者及び地域関係者の信頼を著しく損なう言動があり、請負業者として不適切であると認められる場合

2 経営状況

・不渡手形を発行する等、経営状況が著しく悪化していると認められる者でないこと。

3 経営事項審査結果通知の確認

・経営事項審査の有効期間を過ぎていないこと。

4 市発注工事の工事成績

・工事技術検査等において、施工管理等が著しく劣ると認められる者でないこと。

5 当該工事に対する地理的条件

・本社、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断します。

6 手持ち工事の状況

・その地域における工事の手持ち状況からみて、発注工事を施工する能力があるかを判断します。

7 当該工事についての技術的適正

・次の要件について総合的に判断します。

- (1) 発注工事と同種工事かつ同程度と認められる技術的水準の工事について相当の施工実績があること。
- (2) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (3) 発注工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められること。

8 安全管理の状況

・安全管理に関し関係機関からの指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不相当であると認められる者でないこと。

9 労働福祉の状況

- (1) 賃金不払に関する関係機関からの通報が市に対してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不相当であると認められる者でないこと。
- (2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団に加入、契約履行している場合は、これを十分尊重します。

10 災害等応急工事实績

・災害復旧工事及び応急工事等に係る入札参加状況を考慮します。

11 市内業者で施工可能な工事等については、市内業者優先

・上記の要件に適合する市内業者を優先して選定します。